

資料 1

令和6年度 第1回 富山県消費生活審議会でのご意見と対応

骨子（案）基本方針1について

番号	ご意見	対応
1	(1)の①商品、サービス、取引の安全・安心の推進、具体的取組に「悪質商法等による被害の防止」を加えてはどうか。	「商品等による危害の防止」には悪質商法等による被害が含まれないため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。
2	(1)の①商品、サービス、取引の安全・安心の推進、具体的取組「特殊詐欺による被害の防止」を「特殊詐欺等による被害の防止」に変更してはどうか。	特殊詐欺の定義には SNS 型投資詐欺、国際ロマンス詐欺が含まれていないため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。
3	(1)の「②事業者に対する適切な指導、苦情処理・紛争解決の促進」を「②事業者に対する適切な指導・法執行、苦情処理・紛争解決の促進」とし、具体的取組「法令等に基づく調査体制の強化と事業者指導」を「法令等に基づく調査体制の強化と事業者指導・法執行」としてはどうか。	法令で規定された都道府県の権限を適切に執行することも重要であると考えますので、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。
4	基本方針1の「(3) 相談体制の充実と関係機関との連携強化」を「(3) 相談体制の充実と市町村・関係機関との連携強化」としてはどうか。 また、「②関係機関との連携強化」を「②市町村・関係機関との連携強化」とし、具体的取組の「市町村との連携」を、「市町村との連携及び市町村相談体制の支援」としてはどうか。	市町村との連携と関係機関との連携では、その連携の内容に異なる面があるため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。

骨子（案）基本方針2について

番号	ご意見	対応
1	(1)の①学校等における消費者教育の推進、具体的取組に「消費者教育コーディネーターの配置・活用」を加えてはどうか。	学校と行政の橋渡しをする消費者教育コーディネーターの役割は一層重要なものになると考えられるため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。
2	(2)の「②小・中・高等学校等の教職員の指導力の向上」を「②小・中・高・特別支援学校等の教職員の指導力の向上と教育支援」としてはどうか。	教職員の能力を高めることも重要ですが、それと併せ、消費者教育に関する各種の情報や教材の提供等の教育支援も重要であるため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。

骨子（案）基本方針3について

番号	ご意見	対応
1	基本方針3「持続可能な社会の実現」を、事業者との連携・協働を推進していくことがわかるような記載にしてはどうか。	様々な場面で、消費者と事業者との連携・協働が必要であることから、ご意見の主旨を踏まえ、基本方針3を「連携・協働による持続可能な社会の実現」に骨子（案）を修正します。
2	①の具体的取組を、すでに本県で取り組んでいるもの、食品ロス・食品廃棄物削減、フードドライブ、地産地消などとしてはどうか。	具体的取組の「家庭における食品ロス削減の実践」の記載を「食品ロス・食品廃棄物削減、フードドライブ、地産地消」に骨子（案）を修正します。
3	②事業者との連携・協働、具体的取組「カスタマーハラスメントの防止」を「カスタマーハラスメント対策」としてはどうか。	事業者への申入れは消費者の正当な権利の行使でもあることから、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。
4	新たに「③消費者団体との連携・協働」を加えてはどうか。また、具体的取組として、「SDGsやエシカル消費に取り組む消費者団体の活動の支援」や、「消費者団体を通じたエシカル消費等の普及啓発」としてはどうか。	持続可能な社会の実現のためには、地域に密着した活動をしている消費者団体との連携が重要であるため、ご意見の主旨を踏まえ、骨子（案）を修正します。

その他ご意見（素案に反映）

番号	ご意見	対応
1	<p>【基本方針1】 基本方針1の消費生活における安全・安心の確保に関し、「安心」は各人の主観的な言葉であるので、「安心」という曖昧な言葉を使わない方がよいのではないか。</p>	<p>安全が確保されていても、不安を感じる人がいるため、消費者庁の消費者基本計画（素案）においても、「安心」という状態を目指すとして記載されています。今回の計画でも、県民が「安心」という状態になる事を目指すことが重要であると考えています。</p>
2	<p>【基本方針1】 地震等緊急時における必要な情報発信については、地域での防災訓練等の中で取組むことも必要である。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ（素案）、②地震等緊急時における必要な情報発信の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
3	<p>【基本方針1】 （3）の①相談体制の充実、具体的取組に「デジタル社会や取引環境の変化に応じた相談体制の整備」を加えてはどうか。</p>	<p>①相談体制の充実、具体的取組に「消費生活相談体制の充実強化」の記載があり、中間とりまとめ（素案）に反映していく方向で検討します。</p>
4	<p>【基本方針2】 出前講座の実施目標を立てているが、その目標を達成するため、具体的にどのような取り組みを実施するのかを併せて考えていく必要がある。</p>	<p>基本計画に盛り込むべき内容と併せ目標を達成するための具体的施策について、ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ（素案）、基本方針2の（1）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
5	<p>【基本方針2】 小学校、中学校の出前講座の回数が少ないと感じた。この時期からの消費者教育も重要である。 また、地域に根差した出前講座等、1回実施したら終わりという事ではなく、継続的に実施していく事が重要である。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ（素案）、②地域社会、家庭、職域における消費者教育の推進の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
6	<p>【基本方針2】 基本方針2の（2）、①地域人材の育成・活用に、保健、医療、福祉職員への消費者教育の研修を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ（素案）、①地域人材の育成・活用の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
7	<p>【基本方針2】 幅広い年代で、インターネットを介したトラブルが多くなっており、そういったトラブルに特化した教材の開発も有効ではないか。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ（素案）、②小・中・高・特別支援学校等の教職員の指導力の向上と教育支援の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>

番号	ご意見	対応
8	<p>【基本方針2】</p> <p>基本方針2の(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進の項目で、急激に変化するデジタル社会に関連した消費者教育を継続的に学べる体制づくりが必要。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ(素案)、(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
9	<p>【基本方針3】</p> <p>消費者の権利の尊重は重要であるが、その一方で、消費者の責任という面の教育も重要であると考えます。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ(素案)、基本方針3に反映していく方向で検討します。</p>
10	<p>【基本方針3】</p> <p>消費者教育の推進で、消費者教育の中で「心」を育てるという観点も必要。</p>	<p>消費者行政と関わる部分について、ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ(素案)、基本方針3、①人や社会、環境、地域などに配慮した消費行動の推進の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>
11	<p>【基本方針3】</p> <p>事業者との連携・協働がしっかり図られるよう、消費者基本計画の内容を検討していただきたい。</p> <p>また、カスタマーハラスメントは、現状、大変シビアな問題である。これは、消費者との問題であるので、消費者基本計画の中でしっかりと記載して欲しい。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、中間とりまとめ(素案)、②事業者との連携・協働の施策の方向性等に反映していく方向で検討します。</p>